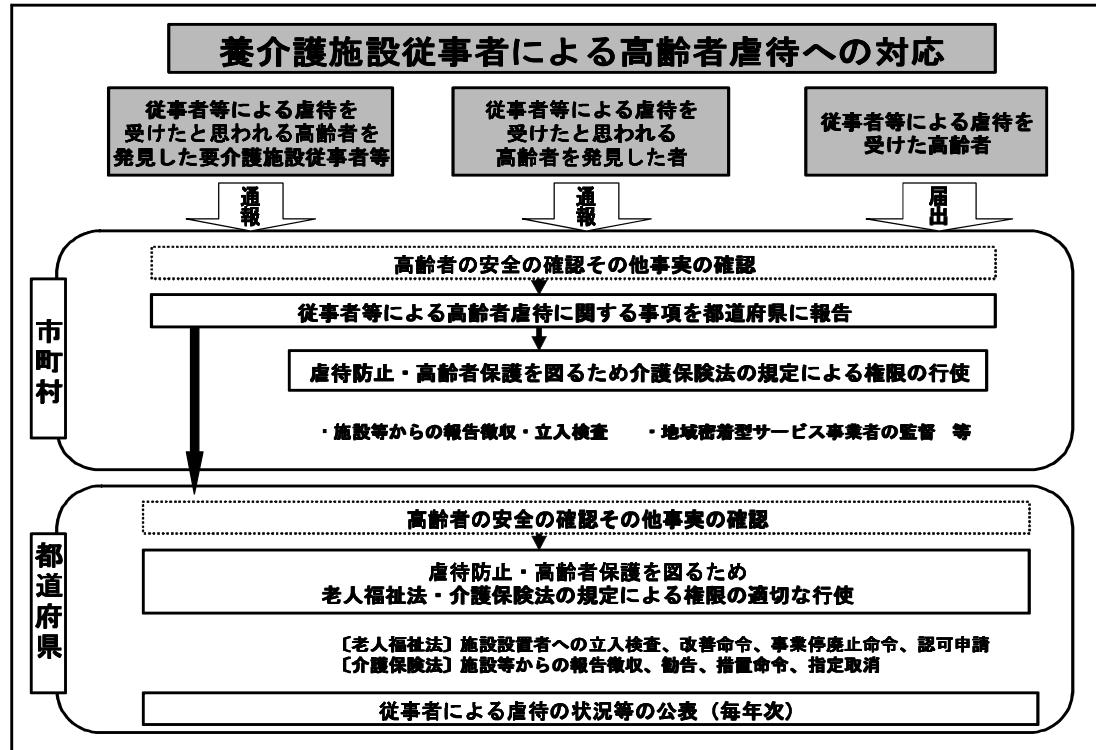
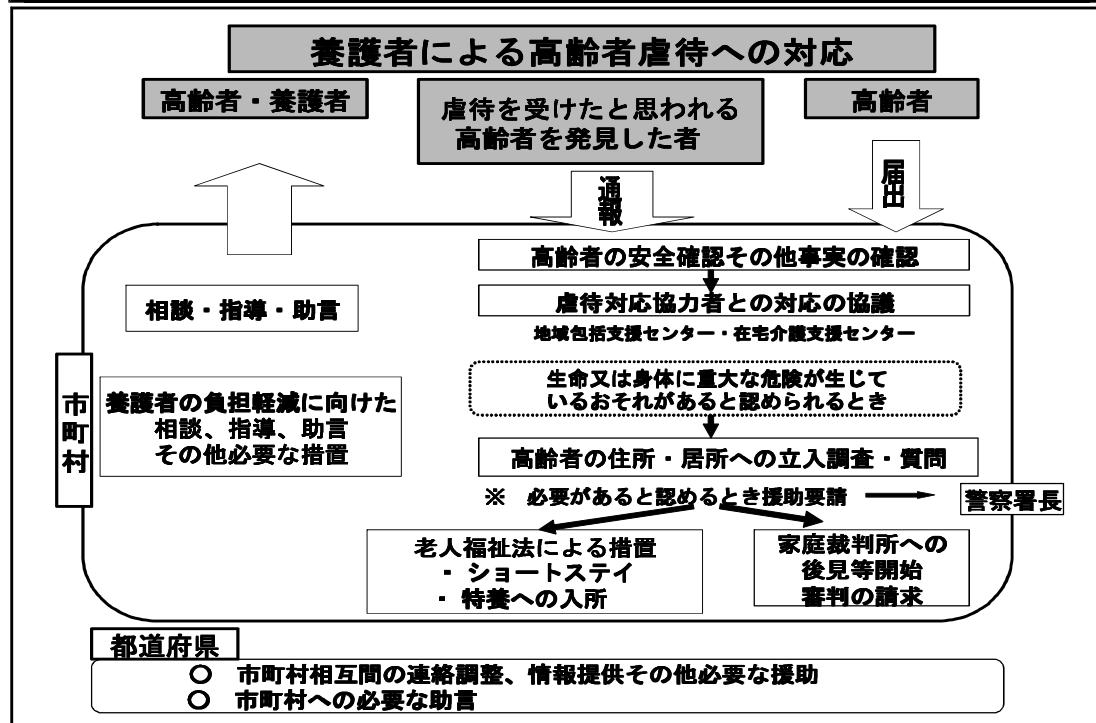


10. 高齢者虐待について

項目	定義
高齢者	「高齢者」とは65歳以上の者をいう。
高齢者虐待	「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。 ① 身体的虐待（暴行） ② 養護を著しく怠ること（ネグレクト） ③ 心理的虐待（心理的外傷を与えるような言動） ④ 性的虐待 ⑤ 経済的虐待（不当に経済上の利益を得ること）



ご存じですか？あなたの身近で思いあたることはありませんか？

高齢者虐待防止

～みんなの力で高齢者虐待を防ぎましょう～

「高齢者虐待」はあなたの身近にも起こりうる問題です。
あなたの「気づき」により、虐待の深刻化を防ぐことができます。

最近、近所の△△さん、様子が変で気になるけど、他人の家のことだから・・・。余計なお世話かもしれないし・・・。
「虐待」なんて、どこでもおきるものでもないだろうし・・・。



○○さん、最近
元気がないし、体に不自然
なアザがあったり、なんだか
様子がおかしいなあ・・・。

毎日世話をもらっているのだから我慢しなければいけない。
でも、自分のやりたいこともあるし、自分のお金は使いたい。



いっしょに
介護しているのに、うまくいか
ない。介護に疲れた。



信頼できる存在であるはずの家族や施設等の職員による「高齢者虐待」が深刻な社会問題となっています。

このような状況の中、高齢者虐待防止法（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）が平成18年4月1日に施行されました。

高齢者虐待を身近な問題としてとらえ、高齢者本人や養護者をはじめ、地域住民が高齢者虐待について正しい知識を身につけることが、虐待の防止につながります。

奈 良 県

こんなことが「高齢者虐待」にあたります

「高齢者虐待防止法」では、次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。

身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

具体例

- ・暴力的な行為（殴る、蹴る、たたく）
- ・外傷（出血、骨折、やけど）を負わせる
- ・意図的に薬を過剰に服用させたりして身体拘束・抑制をする など



介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること

具体例

- ・入浴させないために異臭がする
- ・脱水状態
- ・栄養失調になるまで食事を制限する
- ・ゴミを放置する
- ・必要な医療や介護サービスの利用を制限する など



心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること

具体例

- ・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮辱を込めて、子供のように扱う など



性的虐待

本人との間で合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

具体例

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する など



経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

具体例

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の自宅などを本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など



施設などの容易な 身体拘束も虐待です

介護保険施設等では、原則として「身体拘束」が禁止されています。家庭における「身体拘束」も、高齢者に与える悪い影響は施設と同じです。

けがの予防や認知症の行動障害の防止策と思われがちですが、かえって無理に動こうとされて重大な事故が起きる危険もあります。

また、身体拘束により筋力低下などを引き起こし、結果的に日常生活動作の低下を招くなどの悪影響を及ぼすこともあります。

あなたの身近なところでも「高齢者虐待」が…

気づかずに「虐待」していることもあります

虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、本人自身も虐待を自覚していないケースもあります。当事者の自覚の有無に関わらず、客観的に見て権利侵害が行われている場合

それは「虐待」です!



「虐待」をしている人も悩んでいます



介護している人が長年の介護に疲れ果てたり、一生懸命なあまり追いつめられて虐待に至るケースがあります。

また、これまでの人間関係や経済的な困窮、相談者が身近にいらないなどのさまざまな問題があり、複雑な事情を抱えていることもあります。

周囲の人が声をかけ、相談相手になるなど、虐待をしている人を加害者と決めつけず、支援する方法を考えることが大切です。

養護者を加害者にしない!

高齢者虐待の早期発見のためのチェックリスト

以下の項目は、高齢者虐待の発見の手がかりとなる「虐待の危険サイン」の例です。

あなたの身のまわりで思いあたることがあれば、あなたのまちの相談窓口にご相談ください。(通報・相談窓口は裏面にあります。)

高齢者の様子から

- 体に不自然なあざや傷、やけどの痕がある。ケガや傷が治療されていない。
- 汚れたり破れた服を着ている。季節にあわない服装である。
- デイサービスなどを利用したとき「帰りたくない」などの発言が頻繁にある。
- 必要と思われる受診や介護保険サービスが家族の理由でなかなか受けられない。
- 高齢者の衣食住にお金がかけられていない。

介護者の様子、家庭・地域での様子から

- 世話や介護に拒否的な発言がある。
- 高齢者に面会させない。
- 介護疲れや病気などつらい様子がうかがえる。
- 部屋の中に衣類や食べ物の残しが散乱していて非衛生的、異臭が漂っている。
- 高齢者の部屋に外からかぎがかけられている。
- 近所付き合いがなく、戸外にも怒鳴り声やうめき声が聞こえる。

※ (財)厚生労働問題研究会発行「高齢者虐待の手引き 理解と支援のために」より抜粋

『高齢者虐待かな?』と思ったら…

養護者による虐待の場合も・施設職員等による虐待の場合も…

※ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、
速やかに通報する義務があります

※ 生命又は身体に重大な危険が生じていない場合であっても、
**速やかに通報するよう努めなければ
なりません**

※ 虐待を受けた高齢者本人も届出ができます

※通報者の個人情報が他へ漏れるこ
とはありません。

また、通報したことを理由として、
解雇その他不利益な扱いを受けるこ
とはありません。
(高齢者虐待防止法第21条第7項)



〔 養護者とは、現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう

〔 施設職員等とは養介護施設や養介護事業に従事する全ての職員をいう

**お住まいの市町村役場の高齢者福祉担当課、または
地域包括支援センターまでご連絡ください。**

高齢者虐待に関する通報・相談窓口

■あなたのまちの行政相談窓口

(市町村の高齢福祉担当課でも相談をお受けしています。)

■あなたのまちの地域包括支援センター

(地域包括支援センターは、地域の高齢者の方の介護・福祉など様々な相談をお受けしています。)

県内各市町村の高齢者虐待の通報・相談窓口は、奈良県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.nara.jp/52093.htm>